

ID: 167

担当部署: 総務部 職員課

処分の概要	児童手当の増額改定		
法令名 根拠条項	児童手当法 第9条第1項		
法令番号	昭和46年法律第73号		
【基準】 法第9条の規定による。 (児童手当の額の改定) 第9条 児童手当の支給を受けている者につき、児童手当の額が増額することとなるに至った場合における児童手当の額の改定は、その者がその改定後の額につき認定の請求をした日の属する月の翌月から行う。 2 前条第3項の規定は、前項の改定について準用する。 3 児童手当の支給を受けている者につき、児童手当の額が減額することとなるに至った場合における児童手当の額の改定は、その事由が生じた日の属する月の翌月から行う。			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	平成 27 年 7 月 1 日